

かすみがうら市国民健康保険税 年税額試算表

前年分の源泉徴収票や確定申告書控えをご準備のうえ、国保に加入される方（被保険者）の情報を次の表の黄色の枠内に入力してください。

なお、賦課限度額や所得額に応じた軽減等（◆）があるため、この試算は目安となります。

被保険者	4月1日現在の年齢	前年1月～12月の収入	前年1月～12月の所得（※1）	所得割基礎額 （前年の総所得－43万円）	40歳以上 65歳未満	18歳以上
1人目	69 歳	3,000,000 円	1,900,000 円	1,470,000 円		○
2人目	66 歳	800,000 円	0 円	0 円		○
3人目						
4人目						
5人目						
6人目						
世帯の合計 ①				1,470,000 円		
うち40歳以上65歳未満の被保険者の合計 ②				0 円	0 人	2 人

※1 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告の「所得金額等の合計」等の金額です。

医療給付費分

賦課限度額 : 670,000 円

所得割額	被保険者全員	税率 : 7.2%	① × 7.2%	105,840 円
均等割額		2 人 (0 人)	32,000 円 × 人数	
() 内は18歳以下の人数				③ 169,800 円

後期高齢者支援金分

賦課限度額 : 260,000 円

所得割額	被保険者全員	税率 : 3.4%	① × 3.4%	49,980 円
均等割額		2 人 (0 人)	14,000 円 × 人数	
() 内は18歳以下の人数				④ 77,900 円

介護納付金分

賦課限度額 : 170,000 円

所得割額	40歳以上65歳未満の被保険者	税率 : 2.8%	② × 2.8%	0 円
均等割額	0 人	16,000 円 × 人数		0 円
				⑤ 0 円

子ども・子育て支援納付金分

賦課限度額 : 30,000 円

所得割額	被保険者全員	税率 : 0.28%	① × 0.28%	4,116 円
均等割額	被保険者全員	2 人 (0 人)	1,800 円 × 人数	3,600 円
	18歳以上の被保険者	2 人	140 円 × 人数	280 円
() 内は18歳以下の人数				⑥ 7,900 円

国民健康保険税年税額	③ + ④ + ⑤ + ⑥ = 255,600 円
-------------------	---------------------------

月額（年税額×1/12） ≒ 21,300 円

◆ 国民健康保険税には賦課限度額があるほか、条件により税額が軽減される措置等があります。

税の賦課限度額

賦課限度額は、医療給付費分が670,000円、後期高齢者支援金分が260,000円、介護納付金分が170,000円、子ども・子育て支援納付金分が30,000円となっていて、年税額の上限は1,130,000円です。

世帯の所得金額に基づく均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計が基準を満たす場合、均等割額が軽減となります。ただし、世帯の中に所得を申告していない方がいる場合、適用なりません。

軽減の対象となる所得基準	均等割額の軽減割合
430,000円 + (給与所得者等(※2)の数 - 1) × 100,000円 以下	7割
430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + (310,000円 × 被保険者数) 以下	5割
430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + (570,000円 × 被保険者数) 以下	2割

※2 給与所得者等とは、①給与収入が55万円超の給与所得者、②65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円超の方、③65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円超の方をいいます（公的年金等に係る特別控除後は110万円を125万円に読み替えます）。

18歳以下の被保険者に係る均等割額の減額

義務教育就学前の6歳までの被保険者に係る均等割額を5割軽減します。

7歳から18歳（高校3年生に相当）までの被保険者に係る均等割額も市独自に5割軽減します。

子ども・子育て支援納付金分については、18歳までの被保険者に係る均等割額を全額軽減します。